⑵　人事院が⑴に掲げる者に準ずると認める者

ただし、日本の国籍を有しない者、国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者及び平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）は、受験することができない。

6　第１次試験

⑴　試験種目　基礎能力試験及び作文試験（第１次試験合格者の決定は、基礎能力試験の成績により行い、作文試験は、第１次試験合格者を対象に評定した上で、最終合格者決定に反映する。）

⑵　試験の実施日　2025（令和７）年９月28日（日）

⑶　試験地　札幌市、多賀城市、東京都、大阪市、広島市及び福岡市

㈱　試験場は、原則として上記都市内に設けるが、申込者数等の状況に応じて、上記都市周辺に設ける場合もある。

⑷　第１次試験合格者発表　2025（令和７）年10月15日（水）に、受験番号及び試験地を、インターネットの利用その他の適切な方法により発表する。

7　第２次試験

⑴　試験種目　人物試験、身体検査、身体測定及び体力検査（人物試験は、個別面接により行う。）なお、人物試験の参考とするため、性格検査を行う。

⑵　試験の実施日　2025（令和７）年10月27日（月）から10月31日（金）までの間の指定する日

⑶　試験地　札幌市、仙台市、東京都、京都市及び福岡市

8　最終合格者発表　2025（令和７）年11月25日（火）に、受験番号及び試験地を、第１次試験合格者発表の方法と同一の方法により発表する。

9　採用候補者名簿及び採用方法　採用候補者名簿には、最終合格者の氏名を得点順に記載する。採用は、この名簿に記載された者の中から行う。

10　受験手続

⑴　受験の申込み及び申込受付期間　受験希望者は、国家公務員採用試験インターネット申込専用アドレスにアクセスして申込手続を行うこと（申込専用アドレス〔https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html〕）。

受験の申込みの受理後における試験地の変更は認めない。ただし、災害又は転居によりやむを得ないと認められる場合に限り、試験の実施に支障がない範囲で認める。

申込受付期間は、2025（令和７）年７月11日（金）９時から７月24日（木）までとし、７月24日（木）までに申込データの受信を完了したものに限り受け付ける。

なお、インターネットが利用できない環境にある受験希望者は、次の問合せ先に至急問い合わせること（郵送・持参の申込みは2025（令和７）年７月11日（金）から７月14日（月）まで（ただし、持参による申込みの受付は、土曜日及び日曜日は除く。）とし、郵送による申込みの受付は、同日までの通信日付印のあるものに限る。）。

（問合せ先）

皇宮警察本部　〒100―0001　東京都千代田区千代田１－３

⑵　受験票の発行　受験の申込みを受理した場合は、受験票を発行する。

受験者は、本人の写真を申込専用アドレスからアップロードした受験票を印刷し、又は印刷した受験票に本人の写真を貼り、第１次試験の際に必ず持参すること。

11　受験上の配慮　身体の障害等があるため特に何らかの措置を希望する者は、申込時にあらかじめその旨を申し出ること。

12　その他

⑴　受験手続その他受験に関する問合せは、皇宮警察本部のほか、次に掲げる人事院の地方事務局又は沖縄事務所に行うこと。

なお、インターネットによる申込みに関する問合せは、人事院事務総局（〒100―8913　東京都千代田区霞が関１－２－３）に行うこと。

（名　　称）	（所　　在　　地）
人事院北海道事務局	〒060―0042　札幌市中央区大通西12丁目
人事院東北事務局	〒980―0014　仙台市青葉区本町３－２－23
人事院関東事務局	〒330―9712　さいたま市中央区新都心１－１
人事院中部事務局	〒460―0001　名古屋市中区三の丸２－５－１
人事院近畿事務局	〒553―8513　大阪市福島区福島１－１－60
人事院中国事務局	〒730―0012　広島市中区上八丁堀６―30
人事院四国事務局	〒760―0019　高松市サンポート３―33
人事院九州事務局	〒812―0013　福岡市博多区博多駅東２―11―１
人事院沖縄事務所	〒900―0022　那覇市樋川１―15―15

⑵　提出書類等の所要事項は正確に記入又は入力すること。

⑶　試験の詳細については、別に作成している受験案内、人事院のホームページ等を参照すること。

2025年度刑務官採用試験公告

国家公務員法第47条の規定に基づき、採用試験について次のように告知する。

令和７年６月11日　　人事院事務総長　佐々木雅之

1　試験の名称　2025年度刑務官採用試験

2　試験の区分　刑務Ａ、刑務Ｂ、刑務Ａ（社会人）、刑務Ｂ（社会人）、刑務Ａ（武道）及び刑務Ｂ（武道）

3　地域試験　それぞれ次表に掲げる地域試験に区分し、実施する。

地　域　試　験	地域の範囲（採用官署が所在する地域の範囲）
刑務Ａ北海道地域 刑務Ｂ北海道地域 刑務Ａ（社会人）北海道地域 刑務Ｂ（社会人）北海道地域 刑務Ａ（武道）北海道地域 刑務Ｂ（武道）北海道地域	北海道
刑務Ａ東北地域 刑務Ｂ東北地域 刑務Ａ（社会人）東北地域 刑務Ｂ（社会人）東北地域 刑務Ａ（武道）東北地域 刑務Ｂ（武道）東北地域	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
刑務Ａ関東甲信越静地域 刑務Ｂ関東甲信越静地域 刑務Ａ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（社会人）関東甲信越静地域 刑務Ａ（武道）関東甲信越静地域 刑務Ｂ（武道）関東甲信越静地域	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県